

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
Q&A（令和4年6月14日適用）

1. 補助事業について

Q 1 - 1	補助金の目的は？
A 1 - 1	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、売上が伸び悩んでいる町内の特産品の販売促進と消費拡大を図るため、町内に店舗等を構える事業者から購入した特産品の配送に係る経費を補助します。
Q 1 - 2	補助事業の概要は？
A 1 - 2	事業利用者（消費者）が、補助対象者（町内中小企業者）の店舗等で1回の会計で税込3,000円以上の特産品を購入して配送する場合に、1会計ごとに3,000円を限度に配送料金等を補助対象者に補助します。 事業利用者は、特産品購入費用の負担は必要ですが、配送料金等については3,000円までは負担がありません。 補助対象者は、事業利用者に代わって配送料金等の補助対象経費をいったん支払う必要があります。

2. 補助対象者について

Q 2 - 1	補助金の補助対象者となる要件は？
A 2 - 1	町内において事業所、店舗等を有する中小企業または個人事業主であって、特産品である補助対象商品（※A 3 - 1 参照）を取り扱う事業者が対象です。インターネット販売を実施しているか、実施を検討していることが必要です。その他の要件については、美郷のいいもの贈っ得！事業補助金交付要綱をご確認ください。
Q 2 - 2	個人事業主であって、代表者の住所は町外であるが、店舗の所在地が町内にある場合、補助対象者となるか？
A 2 - 2	対象となります。
Q 2 - 3	これから起業する場合は、補助対象者となるか？
A 2 - 3	申請日時点で開業していない起業予定者は対象となりません。
Q 2 - 4	店舗を持っていないが、補助対象者となるか？
A 2 - 4	農家などの店舗を持たない事業者であっても、事業所が町内にある場合は対象となります。

3. 補助対象商品について

Q 3 - 1	補助対象商品（特産品）とは？
A 3 - 1	美郷町内で生産、加工又は製造された農林水産物、加工品又は製造品となります。

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
Q&A（令和4年6月14日適用）

Q 3 - 2	米や野菜、果物といった一次産品も対象となるのか？
A 3 - 2	対象となります。
Q 3 - 3	補助対象商品の判断は事業者の判断で大丈夫か？
A 3 - 3	補助金交付申請の際に、補助対象商品登録票（様式第2号）に記載された商品が対象となりますので、漏れなく記載してください。

4. 補助対象経費について

Q 4 - 1	補助対象経費は？
A 4 - 1	<p>事業利用者（消費者）が補助対象商品を1回の会計で税込 3,000 円以上購入して発送する場合、次の①から②の経費を対象として、合計 3,000 円を限度に補助します。</p> <p>①配送料金 事業利用者が、補助対象者から購入した補助対象商品の発送に係る配送料金</p> <p>②発送用段ボール 事業利用者が、補助対象者から発送用として購入する美郷町オリジナル段ボール「秋田県美郷町クロネコボックス」に係る費用 ※梱包費用については、上記の段ボール以外は補助対象外です。</p>
Q 4 - 2	補助対象商品を 1,500 円、2,000 円と 2 回の会計に分けて購入した場合も補助対象となるのか？
A 4 - 2	対象となりません。1回の会計で税込 3,000 円以上購入した場合に対象となります。
Q 4 - 3	補助対象商品を 2 箇所に分けて配送する場合も対象となるのか？
A 4 - 3	補助対象商品を税込 3,000 円購入するごとに、1 件の配送先に係る配送料金等を補助します。2 箇所に配送したい場合は、補助対象商品を税込 6,000 円以上購入する必要があります。
Q 4 - 4	実店舗に来店しない方からの注文に対する配送料金等も対象となるのか？
A 4 - 4	インターネット、メール、ファックス等での注文に対する配送料金も対象となります。なお、配送料金を補助対象者が支払う関係上、インターネット販売等であっても、着払いや代引きの場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
Q 4 - 5	クール便で発送する場合も補助対象となるのか？
A 4 - 5	対象となります。
Q 4 - 6	着払いで発送する場合も補助対象となるのか？
A 4 - 6	補助対象者が配送料金等を支払う関係上、A 4 - 4 のとおり、着払いで発送する場合は補助対象外となります。

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
Q&A（令和4年6月14日適用）

Q 4 - 7	配送先は県内でも対象となるのか？
A 4 - 7	配送先は県内外を問わず対象となります。
Q 4 - 8	配送先は法人でもよいか？
Q 4 - 8	配送先が個人の場合は補助対象となりますが、法人の場合は補助対象外となります。
Q 4 - 9	自社車両で配達した場合も対象となるのか？
A 4 - 9	対象となりません。配送業者に配送を依頼した場合のみ対象となります。
Q 4 - 1 0	事業利用期間、事業実施期間とは？
Q 4 - 1 0	<p>①事業利用期間 事業利用期間とは、事業利用者（消費者）が、補助対象商品を購入して発送する際に補助金を活用することができる期間です。対象期間は、補助金の交付決定日（令和4年7月中旬頃）から令和4年12月31日（土）までです。</p> <p>②事業実施期間 事業実施期間とは、①の事業利用期間内で発生した配送料金等の補助対象経費を、補助対象者が支払った場合に、補助対象経費として算入できる期間です。対象期間は、補助金の交付決定日（令和4年7月中旬頃）から令和5年2月28日（火）までです。</p>
Q 4 - 1 1	補助対象経費はいつまでに支払ったものが対象となるのか？
A 4 - 1 1	<p>次の①から③のすべてを満たした場合に、配送料金等が補助対象経費となります。</p> <p>①事業利用期間内（※令和4年7月中旬頃～令和4年12月31日）に、事業利用者が補助対象商品を購入していること。</p> <p>②事業利用期間内に、事業利用者が①の補助対象商品を発送していること。</p> <p>③事業実施期間内（※令和4年7月中旬頃～令和5年2月28日）に、補助対象者が②の配送料金等の支払をしていること。</p> <p>例えば、令和4年12月31日に補助対象商品を購入して発送したが、配送料金の支払が令和5年3月1日になってしまった場合、配送料金は補助対象外となります。補助対象者においては、配送業者への支払日にもご注意いただきながら、事業を進めてください。</p> <p>また、補助金の交付決定された額を使い切った場合は、その時点で事業利用期間は終了となりますので、進捗状況を管理しながら事業を進めてください。</p>

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
Q&A（令和4年6月14日適用）

5. 事業利用者について

Q 5 - 1	事業利用者とは？
A 5 - 1	補助対象商品を1回の会計で税込 3,000 円以上購入して発送する方（消費者）が事業利用者となります。
Q 5 - 2	町外在住者でも事業利用者となれるか？
A 5 - 2	町外の方でも事業利用できます。

6. 補助金申請について

Q 6 - 1	補助上限額は？
A 6 - 1	<p>○事業利用1件あたりの補助上限額 事業利用者が補助対象商品を1回の会計で税込 3,000 円以上購入するごとに、配送料等について3,000 円を限度に補助します。（補助率 10/10）</p> <p>○1 事業者あたりの補助上限額 ① 1 事業者あたりの補助上限額は 100 万円です。 ② 美郷町インターネット販売販路開拓支援事業補助金を同時に申請する場合、1 事業者あたりの補助上限額は 120 万円です。 ※上記①及び②の場合に関わらず、申請期限までに多数の申請があった場合は、町の予算の範囲内で按分して配分しますので、補助金申請額と補助金交付決定額は異なることがあります。</p>
Q 6 - 2	2 店舗で事業を行う場合の補助上限額は、100 万円×2 店舗の 200 万円となるのか？
A 6 - 2	補助金は 1 事業者ごとの申請・決定となりますので、複数の店舗で事業を行う場合であっても事業者が同じであれば、補助上限額は 100 万円（美郷町インターネット販売販路開拓支援事業補助金を同時に申請する場合は 120 万円）となります。
Q 6 - 3	補助金の申請に必要な書類は？
A 6 - 3	<p>次の①から④の書類を揃えて美郷町役場商工観光交流課へ提出してください。</p> <p>① 補助金交付申請書（様式第 1 号） ② 補助対象商品登録票（様式第 2 号） ③ インターネット販売実施状況等確認票（様式第 3 号） ④ 通帳の写し など</p> <p>なお、美郷町インターネット販売販路開拓支援事業補助金を同時に申請する場合は、次の（1）から（4）の書類も揃えて美郷町役場商工観光交流課へ提出してください。</p>

**美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
Q&A（令和4年6月14日適用）**

	<p>(1) 美郷町インターネット販売販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 事業計画書（様式第2号）</p> <p>(3) 事業収支予算書（様式第3号）</p> <p>(4) 見積書・製品仕様書等</p>
Q 6 - 4	いつまでに補助金の申請をすればよいのか？
A 6 - 4	申請期限である令和4年7月15日（金）まで申請してください。
Q 6 - 5	補助金の交付決定は先着順となるのか？
A 6 - 5	町の予算の範囲内で配分するため、先着順ではなく、申請期限後の令和4年7月中旬頃にまとめて交付決定します。
Q 6 - 6	事業実施期間はいつからいつまでか？
A 6 - 6	<p>事業実施期間は、交付決定後（令和4年7月中旬頃を予定）から令和5年2月28日（火）までです。</p> <p>また、事業利用期間は、交付決定後（令和4年7月中旬頃を予定）から令和4年12月31日（土）までです。</p> <p>事業利用期間と事業実施期間が異なりますので、ご注意ください。</p> <p>（※詳細はA 4 - 1 0参照）</p> <p>なお、町から配分・決定された額を使い切った場合は、その時点で事業利用期間が終了となります。事業利用期間が終了した際には、店頭や自社ホームページ等で、美郷のいいもの贈っ得！事業が終了したことを掲示するなど、速やかに事業利用者（消費者）へ周知してください。</p>
Q 6 - 7	補助金はいつもらえるのか？
A 6 - 7	補助金は精算払いとなりますので、実績報告等が終了してからの支払となります。

7. 補助金の変更申請・実績報告について

Q 7 - 1	実際に事業を実施してみたら、利用見込額が補助金申請額・交付決定額より大幅に少なくなりそうだが、補助金の変更申請が必要になるのか？
A 7 - 1	<p>事業利用期間の中間日等において、補助事業実績額が補助金交付決定額の50%に満たない場合は、補助金交付申請額の減額が必要となりますので、変更申請書を提出してください。</p> <p>また、補助対象者は補助事業の進捗を管理し、町から求められた場合は進捗状況を報告する必要があります。事業実施報告書（様式第9号）等を活用して、利用件数や補助対象経費等を取りまとめ、いつでも報告できるよう準備をしてください。</p>

美郷のいいもの贈っ得！事業補助金
Q&A（令和4年6月14日適用）

Q 7 - 2	実績報告に必要な書類は？
A 7 - 2	<p>次の①から⑤の書類を揃えて美郷町役場商工観光交流課へ提出してください。</p> <p>①美郷のいいもの贈っ得！事業補助金実績報告書（様式第8号）</p> <p>②事業実施報告書（様式第9号）</p> <p>③補助対象者が補助対象経費を支払ったことが分かる書類（領収書の写し等）</p> <p>④事業利用者が補助対象商品を税込 3,000 円以上購入したことが分かる書類（レシート又は納品書の写し等）</p> <p>⑤発送伝票等の写し など</p>
Q 7 - 3	実績報告書類はいつまでに提出しなければならないのか？
A 7 - 3	<p>補助事業は、事業実施期間が終了したとき、又は補助金交付決定された額を使い切って補助対象経費をすべて支払ったときで完了となります。補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書類を提出してください。</p> <p>【例1】事業完了日：令和4年12月31日 実績報告期限：令和5年 1月29日</p> <p>【例2】事業完了日：令和5年 2月28日 実績報告期限：令和5年 3月10日</p> <p>なお、A 4 - 1 1のとおり、事業利用期間内に事業利用者（消費者）が補助対象商品を購入して発送し、事業実施期間内に補助対象者が支払った配送料金等が補助対象経費となります。</p>